

下野市公民館振興計画(第二次)

〈令和3年度～令和7年度〉



国分寺公民館



南河内公民館



石橋公民館



南河内東公民館

令和3年3月
下野市教育委員会



みんな！公民館に集まろう

〈目 次〉

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけと計画期間	1
III	公民館の法的位置づけ	2
IV	公民館の変容	3
V	公民館活動推進体制	3
VI	公民館の役割	5
VII	下野市公民館の現状	7
	1 利用状況及び稼働率の推移	7
	2 講座開設数及び受講者数の推移	9
	3 自主サークル数の推移	12
	4 市民の意見	13
VIII	計画の基本的考え方	15
	1 基本理念	15
	2 基本目標・施策目標	15
IX	活動計画(公民館振興計画及び評価体系図)	16
X	公民館事業の評価	25
XI	資料編	36

I 計画策定の趣旨

下野市教育委員会では、教育目標や施策の根本となる方針について定めた「第二次下野市教育大綱」及び「第二次下野市教育振興計画」を柱とし、学校教育・生涯学習・歴史文化・スポーツの分野別計画の他、個別計画等を相互に連携させながら、横断的な施策を展開しています。

また、下野市生涯学習推進計画（第三次）では、「生涯学習を通じた ひと・まちづくり～『共に学び つながり 協働でつくる』豊かなしもつけ～」を目指し、多様な学習を通じた自己成長と自己実現・学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活・学びを基盤とした地域づくりを推進していくこととしています。

こうしたことから、生涯学習活動及び地域づくりの中核的拠点となる公民館が果たすべき役割の重要性を再確認するとともに、社会の変化（多様化・グローバル化）から、機能のより一層の充実と活性化を図るため下野市公民館振興計画(第二次)を策定します。

II 計画の位置づけと計画期間

本計画は教育基本法及び社会教育法の趣旨を踏まえ、「第二次下野市総合計画（後期基本計画）」及び「第二次下野市教育大綱」の基本施策である「生涯学習の推進」の実現に必要な公民館運営の今後のあり方について個別計画として策定するものです。

計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第二次下野市総合計画（後期基本計画）				
第二次下野市教育大綱				
第二次下野市教育振興計画				
下野市生涯学習推進計画（第三次）				
下野市公民館振興計画（第二次）				

Ⅲ 公民館の法的位置づけ

「社会教育」は、平成 18 年に改正された教育基本法第 12 条において「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は国及び地方公共団体によって奨励しなければならない。」と規定されています。

昭和 24 年に制定された社会教育法第 2 条では「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）という」と定義づけられています。

また、同第 3 条で「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」と明示し、かつ、「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするものとする。」としております。

このように社会教育とは様々な場面で行われる各種の学習を教育的に高める活動の総称として、広くとらえられています。

公民館については、同第 5 条に市町村教育委員会で実施すべき項目として、「公民館の設置及び管理に関すること」、また、同第 20 条に「公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されています。そして同第 22 条には、「1. 定期講座の開設、2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る、4. 体育、レクリエーション等に関する集会の開催、5. 各種団体、機関等の連絡を図る、6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と事業内容が示されています。

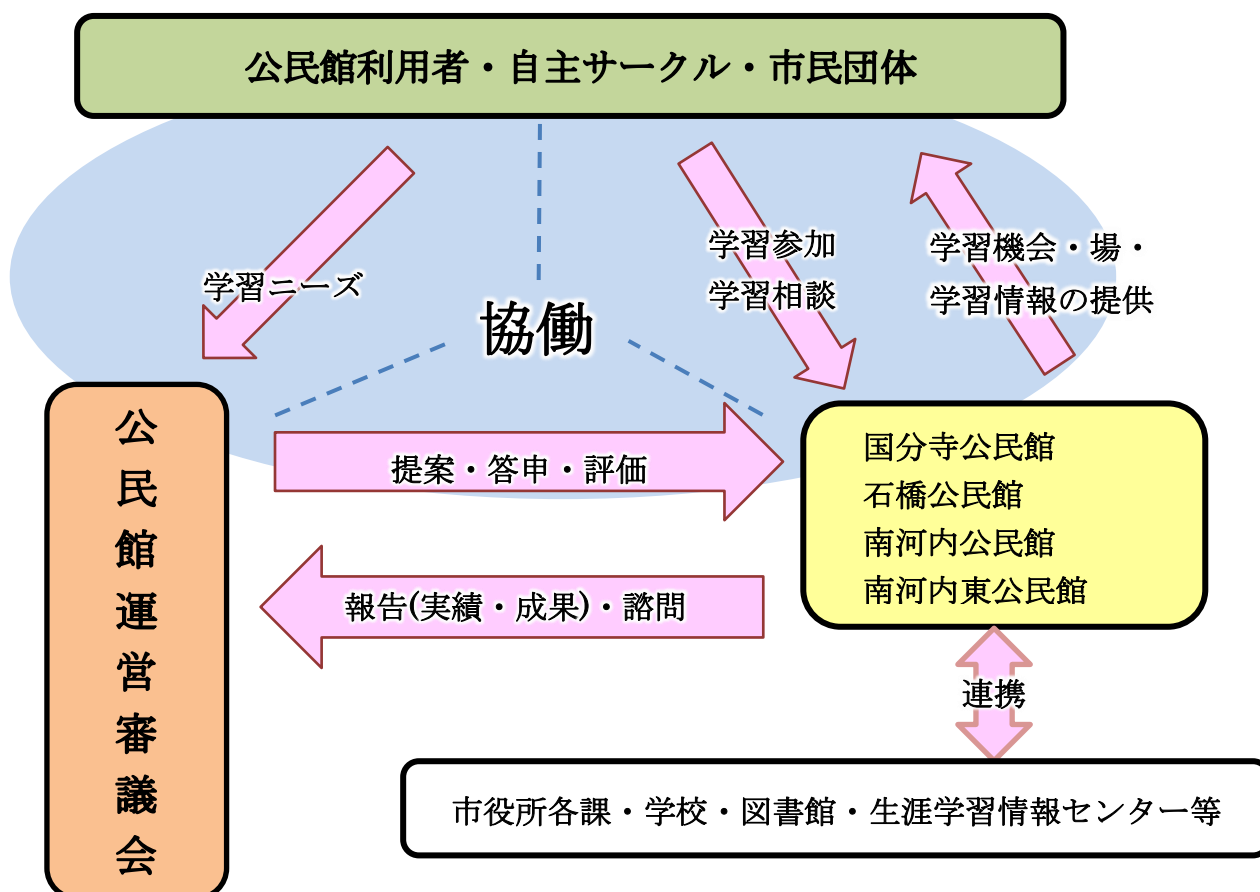
IV 公民館の変容

公民館は社会教育施設の 1 つとして位置付けられており、公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年文科省告示第 112 号）では、公民館は地域の学習拠点としての機能を発揮し、講座の開設、講演会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO、その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行うなどにより、多様な学習機会の提供に努めるとされています。

さらに、教育の目標の 1 つである「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に当たっては、地域社会の構成員としての責任を果たす地域の人材の育成等の社会的価値を追及する視点(協働のまちづくり)」も考慮する必要があるため、前章で記述した社会教育法第 22 条の事業を実施するだけでなく、時代の変化に応じ、公民館のあり方も変化してきています。

V 公民館活動推進体制

生涯学習活動の実施機関である公民館では、公民館活動が活発になるよう下野市公民館運営審議会や公民館利用団体・自主サークル等が中心となり、すべての方と公民館との協働のもと市民主体の活動を推進します。



《参考》

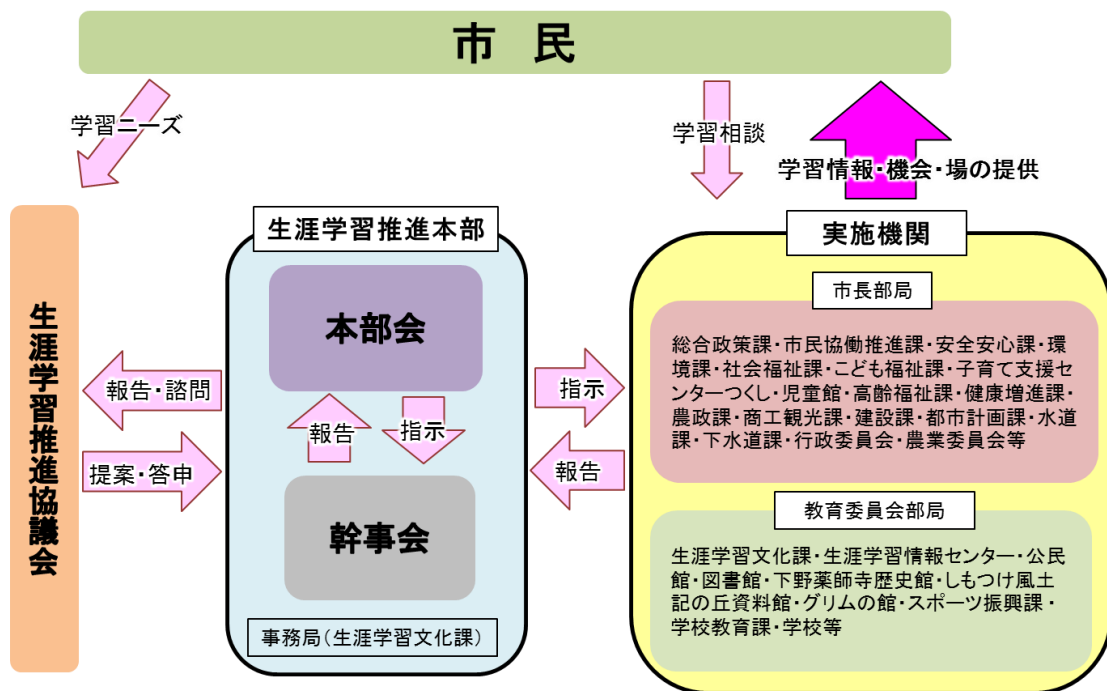
★下野市生涯学習推進計画（第三次）より抜粋

計画の推進体制

生涯学習のテーマは多岐に渡り、市民のニーズに即した学習情報・機会の提供を行うためには、全庁的に生涯学習を推進していく必要があります。このため、本市では市長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、実施機関との連絡調整を図りながら、総合的に生涯学習施策を推進しています。

また、市民と行政の連携を深め、市民の学習ニーズに即した取組を進めていくために、市民で構成する「生涯学習推進協議会」を設置しています。

本計画推進にあたっては、各組織を通じて庁内の連携や市民との協働を深め、総合的かつ効果的に取り組むよう努めます。



発表風景



南河内公民館まつり
「下野混声合唱団」自主サークル



国分寺公民館まつり
「小金井子どもお囃子会」地域コミュニティ

VI 公民館の役割

公民館に求められる役割の第1は、地域の学習拠点としての機能です。講座の開設、講習会の開催はもとより、必要に応じて、学校、社会教育施設、その他の関係団体、関係行政機関と共同して、多様な学習機会の提供に努めることです。さらには、地域住民の学習活動に資するようインターネット、その他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めなければなりません。

第2は、地域の家庭教育支援拠点としての機能です。家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供をはじめ、様々な相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により家庭教育への支援の充実が求められています。

第3は、学習・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供を通じて、その成果や知見を社会還元するボランティアの養成を積極的に推進することです。

このように、公民館は、学校・家庭・地域社会をつなぐ大切な役割を担っているのです。

公民館が、すべての方が『つどう』『まなぶ』『むすぶ』ことを促し、広がりのある人づくり・地域づくりに貢献するというこれらの重要な役割を持っていることを、改めて再認識しなければなりません。



国分寺公民館「家庭教育講座」
「家族で楽習・キノコ」



南河内公民館「青少年教育講座」
「親子で体験！2019」

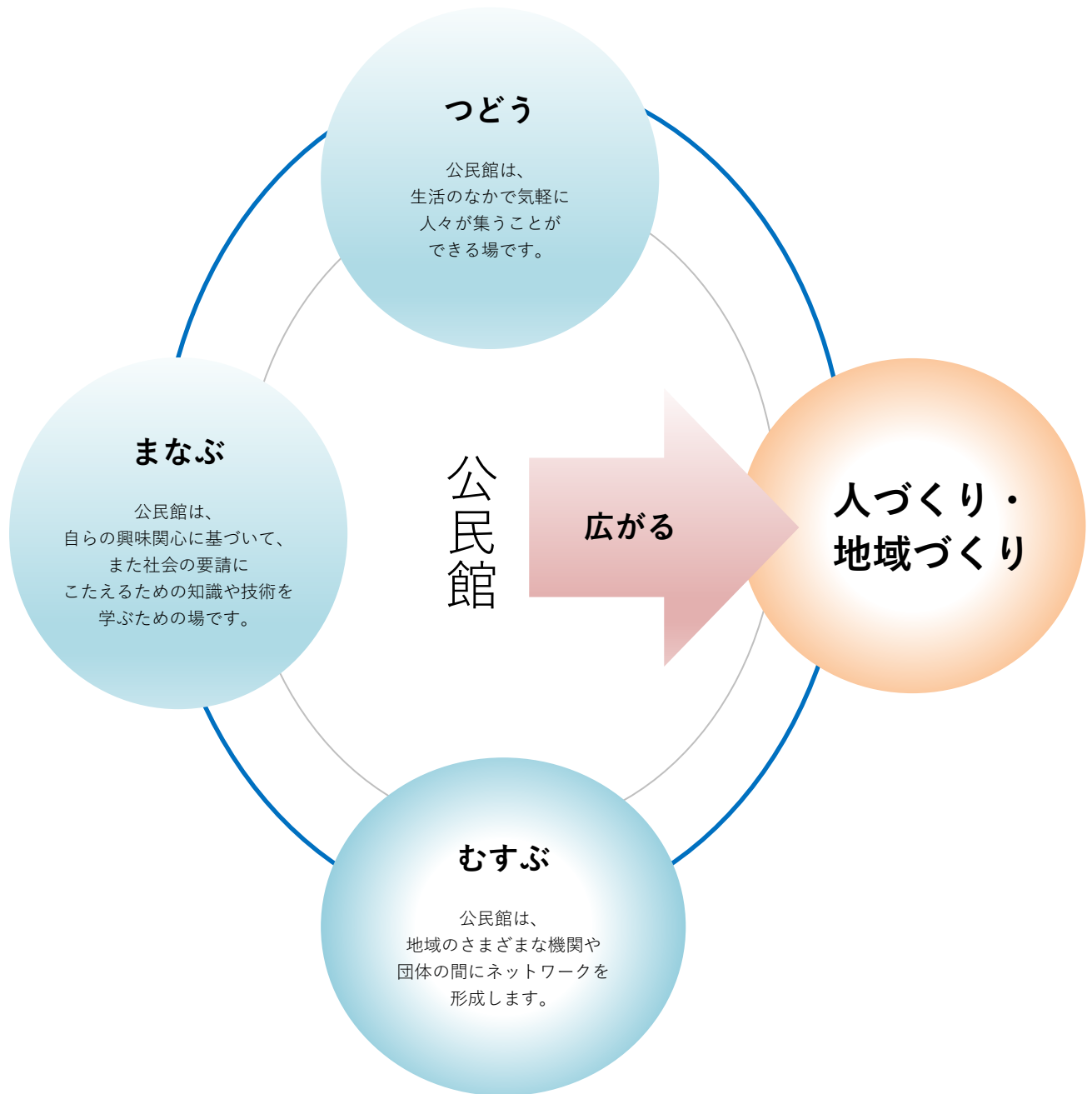


石橋公民館「まちづくり入門講座」
「地域イベントとまちづくり」



南河内公民館
「南河内中学校 書道ガールズ作品」

【目指すべき公民館の役割】



【参考】

「公民館活動推進員のための公民館事業の手引き」 H19.4.1 相模原市教育委員会発行
「公民館（Kominkan）」文部科学省発行
「公民館の設置及び運営に関する基準」文部科学省告示

Ⅶ 下野市公民館の現状

現在、下野市内には国分寺公民館（幹事館）、石橋公民館、南河内公民館、南河内東公民館の4館があり、それぞれの公民館には、館長と2名の社会教育指導員がおります。

4館の現状を、1. 利用状況及び稼働率推移、2. 講座開設数及び受講者数推移、3. 自主サークル数推移、4. 市民の意見、の4点から検証してみると、次のようになります。

1. 利用状況及び稼働率の推移

◆公民館利用状況

平成27年度までは増加傾向でしたが、全体的には利用者数及び稼働率ともに右肩下がり傾向が続いており、要因としては次のようなことが考えられます。

平成28年5月の下野市庁舎新設に伴い、国分寺公民館の市行政（外郭団体を含む）利用がなくなったことや、自主サークルの高齢化による会員数減少及び解散が大きな要因と考えられています。また、南河内公民館では平成29・30年度に改修工事があり、大幅な利用減少となりましたが、改修工事の影響に加え、平成29年度に新設された薬師寺コミュニティセンターへのサークル・自治会等の移動も、減少の大きな要因となっています。令和2年度に国分寺公民館が、大規模改修工事を実施し、約4か月の休館となったため、減少は避けられない状況となっております。

年度	利 用 件 数 (件)					利 用 人 数 (人)				
	国分寺	石橋	南河内	南河内東	計	国分寺	石橋	南河内	南河内東	計
19					6,795					111,307
20	2,950	2,064	1,670	945	7,629	45,755	32,091	27,963	11,552	117,361
21	3,455	2,518	1,581	912	8,466	36,766	38,429	30,375	10,328	115,898
22	4,059	2,520	1,684	947	9,210	49,638	37,086	32,648	11,456	130,828
23	3,717	2,741	1,889	994	9,341	51,653	39,931	35,810	12,050	139,444
24	3,438	2,852	1,984	1,001	9,275	54,897	42,283	35,763	12,552	145,495
25	3,078	3,011	1,761	1,063	8,913	51,886	42,796	26,312	13,533	134,527
26	3,207	2,959	1,877	1,057	9,100	59,728	45,099	29,701	13,568	148,096
27	3,756	2,844	2,150	1,116	9,866	79,632	43,281	33,498	13,792	170,203
28	2,609	2,894	1,832	981	8,316	49,919	38,074	36,247	11,320	135,560
29	2,632	2,842	1,268	947	7,689	41,133	37,114	22,686	10,264	111,197
30	3,237	2,974	474	994	7,679	45,141	37,176	7,909	13,065	103,291
元	2,335	2,703	1,118	973	7,129	30,659	29,164	24,884	13,049	97,756

さらに、令和元年度は令和 2 年 2 月末からの新型コロナウイルス感染症の発生による休館などで利用が減少しており、公民館活動はかつてない大きな影響を受けています。

◆公民館稼働率推移

稼働率は石橋公民館が 50%前後で推移していますが、国分寺公民館が 30%前後、南河内公民館は 20%前後、南河内東公民館は 20%以下となっています。

石橋公民館は駐車スペースが少ない状況ですが、自動車を利用しない方が多く存在し、駐車スペースの少なさをカバーすることができるため、市街地に近い公民館の利点が活かされ稼働率が高い状況がうかがえます。今後、石橋公民館は令和 4 年度中に複合施設（児童館併設）として生まれ変わり、駐車スペースも増えることなどから、利用状況（稼働率）の上昇が見込まれます。

また、令和 3 年 5 月から南河内公民館内に、下野市生涯学習情報センターが移転するため、相乗効果による利用状況（稼働率）の上昇が想定されます。

なお、国分寺公民館も平成 30 年度、令和 2 年度に改修工事が行われ、時代のニーズに合わせた使いやすい施設となったため、今後の利用状況（稼働率）の上昇が期待されます。

稼働率						計算式
年度	国分寺	石橋	南河内	南河内東	計	
20	32%	35%	22%	14%	26%	利用件数 ÷ (開放施設数 × 3 コマ (午前、午後、夜間) × 開館日数)
21	38%	43%	21%	14%	29%	
22	44%	43%	22%	14%	32%	[国分寺公民館] 利用件数 ÷ (12 × 3 × 開館日数)
23	41%	47%	25%	15%	32%	
24	37%	49%	26%	15%	32%	[石橋公民館] 利用件数 ÷ (7 × 3 × 開館日数)
25	34%	52%	23%	16%	31%	
26	35%	51%	25%	16%	31%	[南河内公民館] (H30 以前 9 室) 利用件数 ÷ (11 × 3 × 開館日数)
27	41%	49%	29%	17%	34%	
28	28%	50%	24%	15%	28%	[南河内東公民館] 利用件数 ÷ (8 × 3 × 開館日数)
29	29%	49%	17%	14%	26%	
30	35%	51%	6%	15%	26%	
元	25%	46%	15%	15%	25%	

2. 講座開設数及び受講者数の推移

◆公民館講座開設数の推移

下野市公民館は合併後「家庭教育・青少年教育・成人・高齢者学級」の4分野の講座を開設していました。

公民館を取り巻く社会状況の変化に伴い、平成23年度「セカンドステージ支援講座」（団塊の世代対応）、平成27年度「まちづくり入門講座」（協働のまちづくり対応）を開設し、現在は6分野を開設し、多くの方が受講しやすい取り組みを実施しています。

講座数は4公民館合計で約60講座、1館当たりおよそ15講座を実施しています。

家庭教育講座

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	4	2	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	2
石橋	3	2	1	2	2	3	2	1	1	1	1	2	3	2
南河内	2	2	3	3	3	3	2	1	2	2	2	1	2	2
南河内東	1	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
年度計	10	7	10	10	11	11	9	7	8	8	8	8	10	7

青少年教育講座

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	2	2	1	2	2	3	2	3	3	3	2	2	2	2
石橋	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1
南河内	2	2	3	2	2	4	4	5	4	3	2	3	4	4
南河内東	3	3	1	2	3	3	3	4	3	2	1	1	3	1
年度計	9	9	7	8	10	13	11	14	12	10	6	7	10	8

セカンドステージ支援講座 H23 開設

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺					1	1	1	2	1	2	2	2	3	2
石橋					1	3	2	1	1	1	1	1	1	1
南河内					1	1	2	2	1	2	2	3	3	2
南河内東					1	1	3	4	3	2	2	1		1
年度計					4	6	8	9	6	7	7	7	7	6

まちづくり入門講座 H27 開設

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺									1	1	2	2	2	2
石 橋									1	2	1	2	1	1
南河内									2	1	1	1	1	2
南河内東									1	1	1	1	1	2
年度計									5	5	5	6	5	7

成人講座

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	7	7	12	6	6	9	9	8	7	5	4	6	6	6
石 橋	6	10	12	10	9	7	9	9	10	8	9	7	8	8
南河内	6	8	6	10	8	6	6	6	5	7	7	5	6	4
南河内東	7	9	8	8	9	9	7	7	7	7	7	7	9	10
年度計	26	34	38	34	32	31	31	30	29	27	27	25	29	28

高齢者学級

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1
石 橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1
南河内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1
南河内東	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
年度計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	7	4	4	4

合 計

(講座数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	14	12	17	12	14	17	16	17	16	16	15	16	17	15
石 橋	12	15	16	15	16	17	16	14	16	16	15	14	15	14
南河内	11	13	13	16	15	15	15	15	15	17	16	14	17	15
南河内東	12	14	13	13	16	16	16	18	17	15	14	13	16	16
年度計	49	54	59	56	61	65	63	64	64	64	60	57	65	60

◆受講者数の推移

平成 28 年度からの全講座受講者数は合計 6,000 人弱で推移していますが、その傾向としては、家庭教育、まちづくり入門講座が定員に満たない状況がみられます。要因として、家庭教育講座は少子化による子育て世代の減少や共働き世帯の増加等によること、まちづくり入門講座は個々の活動の多様化により自治会や地域活動への参加が極端に減っている現状から、地域の人間関係の希薄化が進んでいることが考えられます。なお、成人講座の趣味や歴史部門、高齢者学級は常に定員を上回る状況であり、余暇の時間の活用と歴史ブームの影響がうかがえます。

受講者数 (人)

公民館名 \ 年度	28	29	30	元
国分寺	1,251	1,297	1,551	1,397
石橋	2,010	1,665	1,428	1,593
南河内	1,463	1,618	1,692	1,418
南河内東	1,269	1,028	1,139	1,117
年度計	5,993	5,608	5,810	5,525

◆特筆すべき実績

石橋公民館において、栃木県が開発し、平成 30 年度から推進している地域課題解決型学習プログラム「地域元気プログラム」を、いち早くモデル的に導入した講座を実施し、地域コミュニティの醸成に大きな役割を担いました。この経験をもとに、令和元年度から市内 4 公民館で同プログラムを講座に組み込みながら実施しています。この取り組みは、令和元年度全国公民館研究集会において先進事例として栃木県を代表して発表され、参加者から好評価をいただきました。



平成 30 年度 石橋公民館
地域元気プログラムモデル事業
「～一人の 100 歩ではなく、100 人が
一歩踏み出せるための体制づくり～」



令和元年度 第 41 回全国公民館研究集会・
第 59 回関東甲信越静公民館研究大会栃木大会
事例発表「『地域元気プログラム』を公民館・
生涯学習情報センターで展開するために」

3. 自主サークル数の推移

自主サークルとは、登録規定（定期利用、会員数5名以上、半数が在住・在勤等）にもとづき、利用団体からの申請により、教育委員会で認めたサークルです。

自主サークルには利用料の減免措置等があり、平成29年度までは150サークルを超えていましたが、合併当初から活動していたサークルの高齢化による解散など減少傾向に転じています。

現在、公民館講座や利用団体から新たな自主サークルに発展するよう支援に力を入れており、各公民館で新サークルも立ち上がっていますが、南河内東公民館を除く3公民館は解散団体のほうが多い状況であります。

今後も一層、自主サークル化を支援し、サークル数やサークル活動の維持を図ることが、公民館の活性化につながるものと考えております。

◆自主サークル数推移

自主サークル数 (団体数)

年度 公民館名	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
国分寺	29	26	26	30	36	39	39	42	41	43	41	40	41	36
石橋	47	47	53	54	55	57	57	59	59	52	59	55	52	47
南河内	36	36	31	30	35	35	35	33	31	35	33	28	25	23
南河内東	17	19	22	22	25	25	27	24	25	26	23	25	28	28
年度計	129	128	132	136	151	156	158	158	156	156	156	148	146	134

- ※ 自主サークルとは 定期的に利用し、登録規定により教育委員会が認めた団体。
【利用料】半額減免（登録規定 資料編に掲載）
- ※ 自主グループとは 定期的に利用しているが、登録規定を満たしていないもしくは自主サークルへ申請希望しない団体。【利用料】減免なし
- ※ 一般利用団体とは 定期的に活動してはいるが、年間数回もしくは数年に1回程度利用している団体。
【利用料】減免なし

自主サークル交流事業

平成30年度

令和元年度



南河内東公民館自主サークル
「下野ハーモニカクラブ『銀河』」

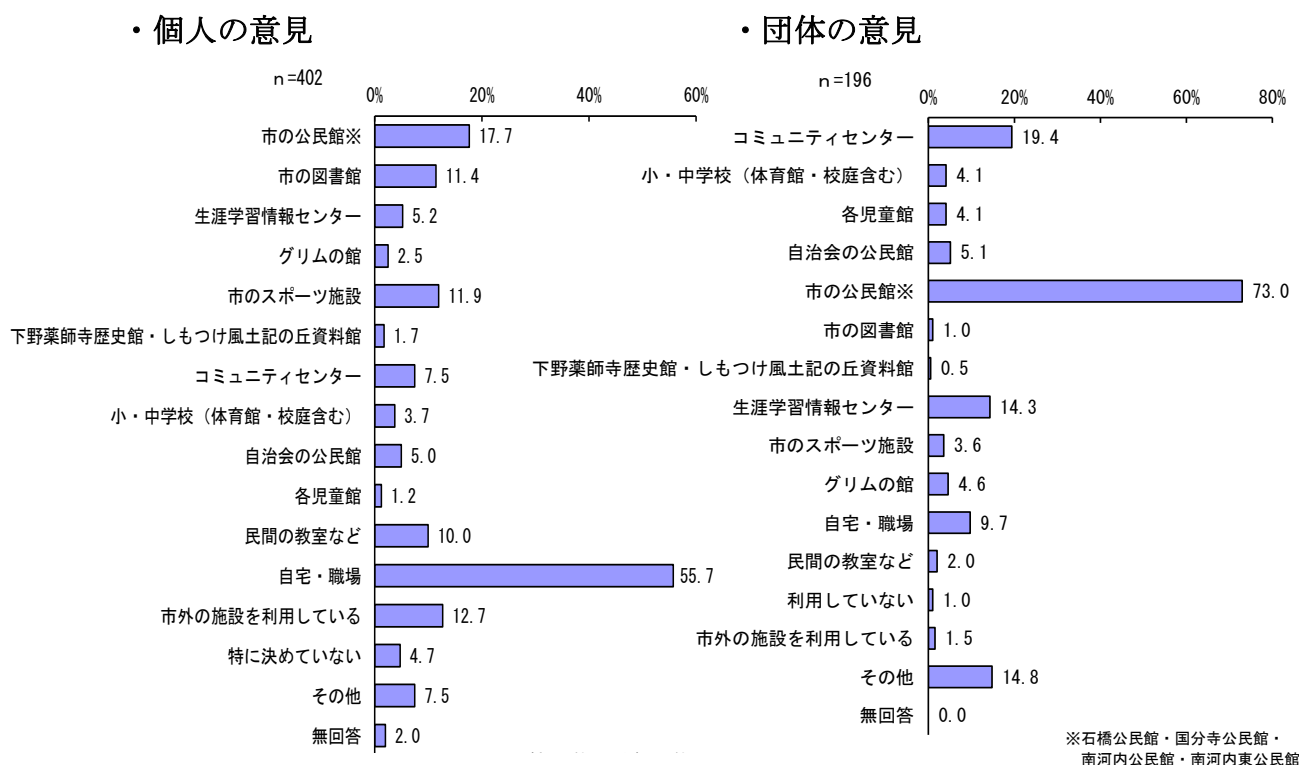


南河内公民館自主サークル
「安来節どじょう掬い踊り愛好会」

4. 市民の意見

令和2年7月に実施した生涯学習に関するアンケート調査結果から、市民や市内で活動するサークル・団体等の生涯学習に関する活動や取り組みの中で感じていること、意見を見てみると以下ようになります。

(1) 生涯学習活動の場所



活動場所として、個人では17.7%、団体では73.0%であり、双方とも施設を利用する場合は公民館が選ばれています。ただし、結果からも分かるように個人としては自宅や職場が55.7%と突出しており、公民館の利用は団体が占めている状況がうかがえます。このことから、個人の活動形態は個々の趣味・健康や知識・技術の向上であり、学習場所は自宅をはじめ多様な場所で行われるが、団体は専ら公民館を利用し、会員間の交流・親睦や情報交換といったコミュニティの場ととらえられていることが分かります。

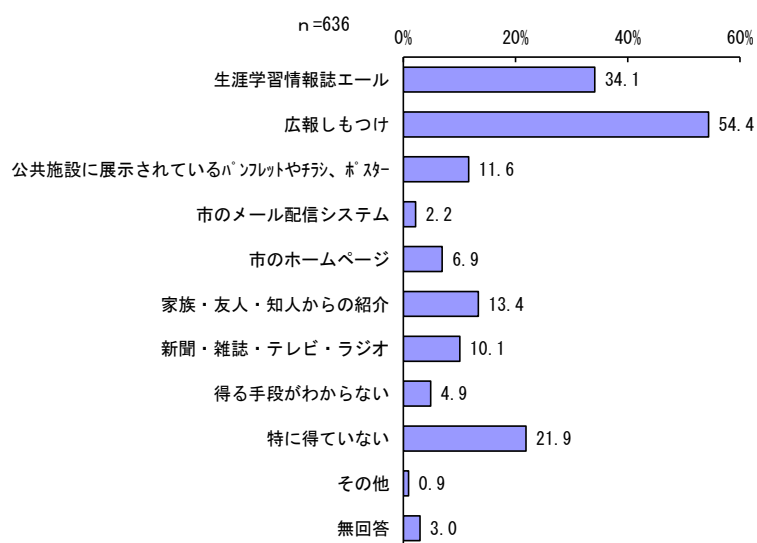


国分寺公民館 サークル活動後の談話風景（ロビー）



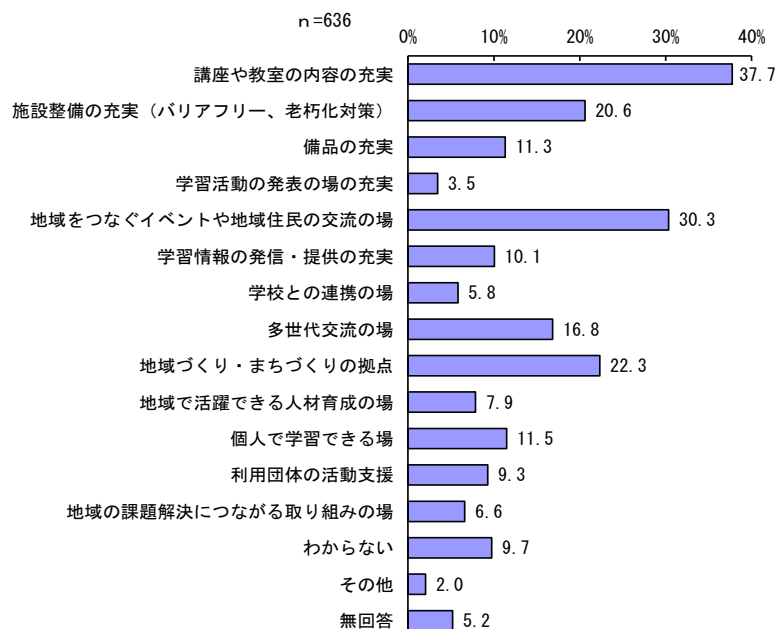
コロナ禍のサークル活動（駐車場）

(2) 学習活動に関する情報入手先



情報の入手先としては、広報しもつけと情報誌エールが多くを占めています。しかし、得る手段が分からない、特に得ていない、といった意見も多くみられることから、今後は広報誌やエールだけでなく、多様な媒体を活用した情報発信を検討していく必要があると考えられます。

(3) これからの公民館への要望



今後の公民館に求めるものとして、様々な意見がありますが、講座等の充実が37.7%と一番多く、「地域をつなぐイベントや地域住民の交流の場」など地域づくりに関わる活動の場を期待する声は、合計で60.0%を越す状況がみられます。公民館が地域に密着したコミュニティの拠点施設と考えられており、そのような活動を充実させることが望まれていることが推察されます。

これらのことから読み取れる市民の生涯学習に関する公民館へのニーズは、一つ目は講座等事業、情報発信等の充実であり、学習意欲(興味)を多くの方が持っていることがわかります。二つ目は活動場所(拠点)としての充実であり、学習活動の発表の場と施設整備が望まれています。三つ目は地域コミュニティの拠点として、地域に密着した施設としての運営が望まれています。

VIII 計画の基本的考え方

1 基本理念

ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～

近年、少子高齢化やグローバル化、I T技術革新の進展により社会経済の構造にも大きな変化が生じています。また、生涯学習活動が展開される場も、カルチャーセンター、コワーキングスペースあるいはICTによる個人学習など、多種多様な場所、機会が拡大し、そのニーズも非常に多様化しています。その中で、市民が生涯を通して新たな知識や技術を習得し、心豊かで充実した人生を送るための環境づくりは非常に重要になっています。

公民館は日常生活に最も身近な生涯学習の実施機関として、市民ニーズに即した生涯学習活動の機会・場の提供のみならず、持続可能な社会を形成するための「人づくり・地域づくり」に大きく寄与する拠点機能の強化を図っていかねばなりません。

※ コワーキングスペースとは 個々の人々が同じ空間に集まって、それぞれ個別に学習等を行う場所

2 基本目標・施策目標

超スマート社会（society5.0）の到来に向けて、生涯にわたり学び続ける必要性が高まっています。持続可能な社会づくりには、学びを活かした全員参加型の社会の確立が強く求められているのです。

公民館は、その中核をなすコミュニティづくりの拠点とならなければなりません。

また、新型コロナウイルスと共存しながら過ごしている現在だからこそ、改めて人と人とのつながりの大切さが見直されているのです。いまいちど、地域における公民館の価値を再認識し、より活発な活動へつなげていく必要があります。

そこで、基本理念「**ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～**」の実現をめざすために、4つの基本目標とそれぞれの施策目標を設定します。

※ 超スマート社会とは 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会

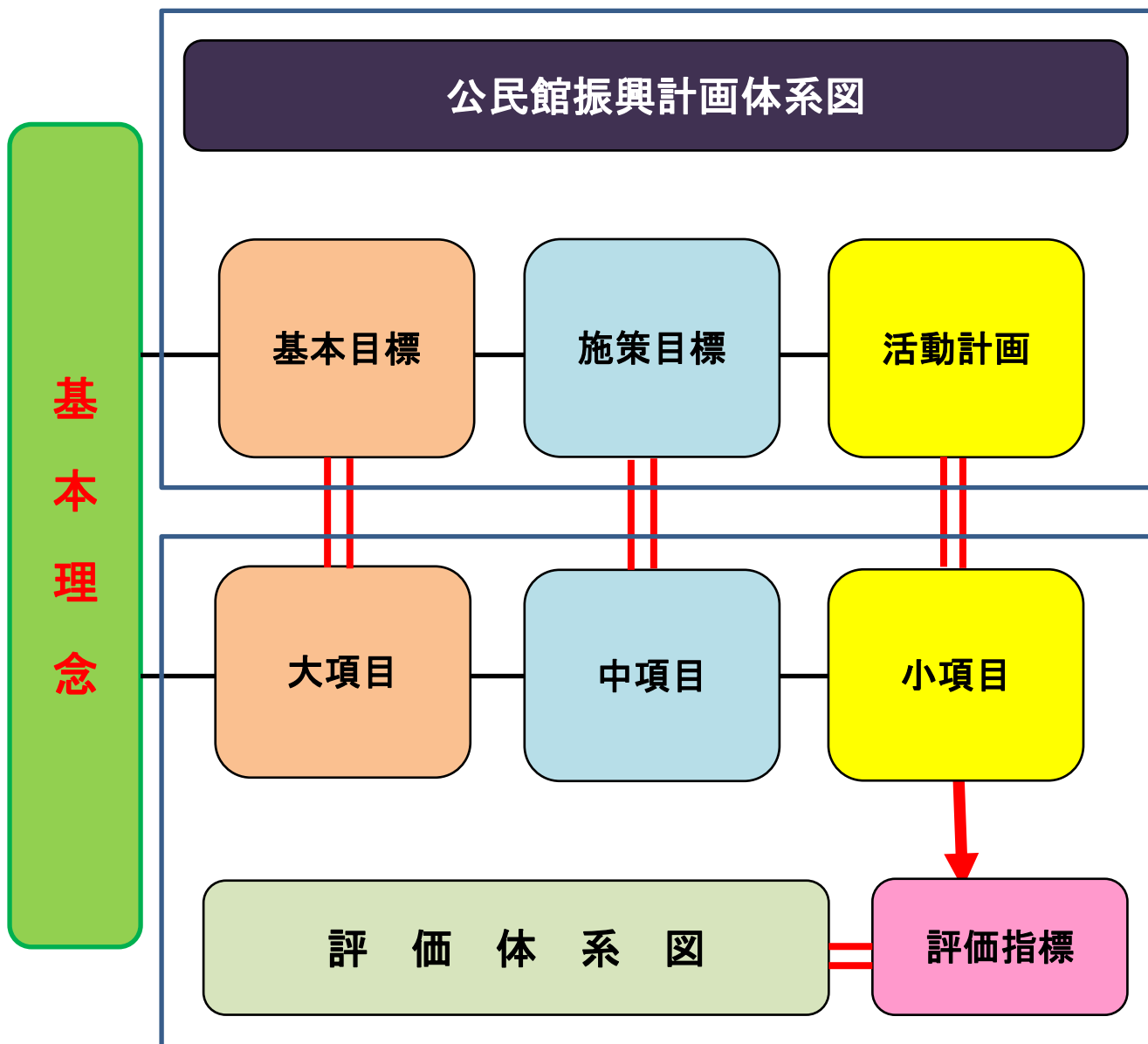
IX 活動計画（公民館振興計画及び評価体系図）

活動計画とは基本目標、施策目標から導き出される具体的な計画です。

計画は施策目標ごとに設定し、目標を実現するための具体的な取り組みや、運営・管理するための方法を表したものであります。

基本理念 → 基本目標 → 施策目標
事業のねらい

【目標と基本理念の関係】



ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
 わくわくドキドキ 楽しさいっぱい公民館

I 学習拠点としての公民館

健康で心豊かな生活を実現するために、生涯にわたり学び続ける学習拠点を整備することは、非常に重要な社会的ニーズとなっています。

社会の変化や新しい生活様式等に対応し、多様化する市民ニーズを捉えた講座や、多世代に開かれた活動の場を提供し、多くの方が集える公民館を目指します。

また、すべての方が学習情報を入手できるよう、情報提供方法を工夫し多様な情報をわかりやく発信、提供するとともに、学習活動にかかわる各種の相談に応じ学習活動を支援する体制を充実します。



南河内公民館
 広いロビーを活用した取組
 「夏休みサポート」



南河内東公民館
 「成人講座」
 手作りパン教室

施策目標・中項目

活動計画・小項目

1 公民館事業の充実

すべての方に対し、多様なニーズに見合った魅力ある講座、多様な世代が集える講座を提供し、学びを通して豊かな社会生活の発展を促します。

また、新型コロナウイルス感染症対策や新たな社会情勢を加味し、時代に即した事業の展開を検討していきます。

(ア) 時代（世代）のニーズの把握に努め家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育など、各年代のライフスタイルに沿った魅力ある講座を実施します。

(イ) 地域の活性化を図り地域の輪を広げるため、まちづくりの担い手や様々なボランティアの養成を目的とした講座を実施します。

(ウ) 世代間交流を促進する講座の開催など、地域コミュニティの醸成を図るための取り組みを行います。

2 生涯学習活動の場の提供

公民館が自ら、情報を発信しながら、生涯学習活動の場の提供を通して、すべての方が利用しやすい公民館を目指します。

(ア) 生涯学習に関する活動の中心として、利用しやすい場づくりに努めます。

(イ) すべての方がいつでも気軽に活動でき、人が集まる公民館として、開かれた学習機会・場を提供します。

3 学習情報の提供と学習相談体制の充実

すべての方が気軽に立ち寄り、情報の収集、学習の相談ができる公民館を目指します。

(ア) すべての方への学習情報提供や学習相談の窓口として対応します。

(イ) 情報の収集・掲示、資料の提供機能の充実を図り、意見交換などができる自由な交流の場を提供します。

基本理念

基本目標・大項目

ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
くわくわくドキドキ楽しさいっぱい公民館く

Ⅱ 活動拠点としての公民館

すべての方が、学習や職業で培った知識・技術や経験を活かし、自主的・自発的、主体的に、生涯にわたり学べる場を提供するため、サークルや団体などの活動の場を提供し、その活動を支援します。さらに、その活動の成果を発表する場として、公民館を積極的に提供します。

加えて、地域の人々が身近な会合で利用するなどの多種多様な利用を促し、子どもから高齢者、個人でもグループでも気軽に集い、利用しやすい公民館を目指します。



南河内東公民館
「公民館まつり・吉田東小学校」



国分寺公民館
「公民館まつり・展示発表」

施策目標・中項目

活動計画・小項目

1 利用団体の育成・活動支援

講座受講生や利用団体の自主グループ化への移行支援や既存サークルに対する様々な活動支援を行うとともに、地域の方々の幅広い利用を促します。

(ア) 公民館講座などの受講生の自主グループ化への移行を促すための育成支援や、利用団体の自主サークル化を支援します。

(イ) 地域の自治会やPTA、育成会、自主防災組織などの市民団体が積極的に公民館を利用するよう活動を支援します。

(ウ) 各公民館の活動団体（自主サークル、自主グループ、地域コミュニティ等）が気軽に交流できる場を提供します。

2 学習成果の発表 の場の提供

サークル及び利用団体、地域コミュニティなどが個々に行う自主発表会や、一堂に会する公民館まつり、交流会等の開催に際し、積極的に支援します。

(ア) 自主グループや公民館利用者等が学習成果の発表の場として、公民館まつりを開催するにあたり、各世代が参加・見学できるプログラムや運営体制づくり、PRなどを支援します。

(イ) 自主グループや公民館利用者等の学習成果の館内発表の場を常時設置します。また、公民館だけでなく、他施設での発表活動の相談に積極的に対応します。

ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
 くわくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館く

Ⅲ 協働のまちづくりの拠点としての公民館

下野市の総合計画のサブタイトルに「知恵と協働でつくる下野市」と謳われているように、公民館活動団体や市民の学びをまちづくりに社会還元することが大きな目標となっています。さらに現在、日本に住む外国人の数は急速に増加しており、下野市も例外ではなく、約 800 人、約 600 世帯(令和 2 年 4 月末現在)の外国人の方が在住しています。このように、グローバル化が進む現在、異なる文化を理解し、受け入れる共生社会の実現が求められています。

学校・家庭・地域が連携し、下野市に集うすべての方が主役となり、地域コミュニティの維持や再構築(活性化への貢献・多文化共生)を見据えた「地域課題解決」の協働のまちづくりへ参画できるよう支援します。



南河内公民館「高齢者学級」
 「ゆうがお大学」
 上手な話し方で楽しく付き合う」
 ※地域元気プログラム実践



南河内公民館
 「まちづくり入門講座」
 わらでっぼう作り

施策目標・中項目

活動計画・小項目

1 利用者の協働の まちづくりへの参画支援

公民館活動団体や講座の受講者が、自らの自主講座・活動等で蓄積した専門知識を活かし、協働のまちづくりへつなげるための社会還元活動を行うことを積極的に支援するとともに、すべての方が公民館運営に携わることができるよう連携を図ります。

(ア) 利用者が学びを活かし、地域課題を解決するためのボランティア活動等を支援します。

(イ) 利用者との協働による公民館運営をめざし、自主企画講座・自発的な学習活動を支援します。

(ア) 学校・家庭・地域住民が地域課題について語り合える環境を作るとともに、参加者同士のつながりが広げられるよう、顔の見える関係づくりに努めます。

2 学校・家庭・地域の 連携支援

下野市においては、地域や家庭が学校と協働して子供たちを核とし、成長を支えるための「ふれあい学習」を進めています。地域の学校支援ボランティアやファミリエ下野市民運動、家庭教育学級などを通じて、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、一体となって子どもたちを育てていく地域コミュニティの核としての公民館を目指します。

(イ) 日ごろから子供たちに親しまれる交流スペースの形成に努めます。

(ウ) 各種指導者や地域コーディネーターの発掘と養成に努めるとともに、それらの人材同士がつながりあい、情報を共有できる場を支援します。

(エ) 各種事業・イベントを通して、地域の連帯感を育む活動を支援します。

3 多文化共生による協働の まちづくりへの参画支援

下野市に暮らす様々な方々が相互に理解を深め、多様な文化や習慣・価値観を認め合い、共に手を取り協働してまちづくりに参画する共生社会の実現に向けた活動を支援します。

(ア) 異文化理解のための講座などを開催し、外国籍・障がいの有無・ジェンダーなどに関わらず、すべての方が生き生きと学びに参画できるよう努めます。

(イ) 外国人の学習ニーズの把握に努め、国際交流協会等の事業に積極的に協力します。

ともに学び・育み・憩い、地域の輪を広げる公民館をめざして
 わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館

IV 地域文化創生拠点としての公民館

地域とともにある公民館であるために、行政・関係団体・利用者のみならず、地域や地域人材などからも情報を得、多くの情報を発信することに努めます。

また、市内には、国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」をはじめとする数多くの文化遺産があり、それらを生かし、地域の個性や特色を活かした活動の充実を目指します。

利用者が、いつでも気軽に快適に利用できるよう、適正な施設管理に努めます。



国分寺公民館
 「お寺ってなあに？」
 国分僧寺見学会



石橋公民館
 「地域イベントと
 まちづくり」

施策目標・中項目

活動計画・小項目

1 公民館

・生涯学習情報の発信

自主サークルや公民館利用団体の活動内容や、講座などの公民館事業を幅広く紹介・周知することはもちろん、市や他市町の学習情報、地域に根差した情報なども発信できるよう、情報の収集力と発信力の強化に努めます。

(ア) 公民館事業の紹介や活動団体のPR等をするため、公民館だよりの発行や市ホームページを充実させます。

(イ) 学習情報等のすべての方への周知徹底に努め、よりよい情報誌の作成・配布を続けていきます。

2 地域の特色を

生かした活動の充実

市内4つの公民館の地域性や独自の地域資源を活用し、地元の学校等とも連携しながら、ふるさとに愛着をもてる事業を公民館として展開します。

(ア) 文化遺産などの地域資源を活かし、ふるさとに愛着をもてる事業を実施します。

(イ) 各館の地域性や地域人材を活かした特色ある活動を展開し、地域文化を育み継承します。

(ウ) 地元企業等を巻き込んだリカレント教育につながる講座を提供します。

3 施設の適正な

維持管理と運営

いつでも明るい公民館として、すべての方が気軽に立ち寄れて、いつでも会話が弾み、会議室はもとより、ロビーでも快適な学習ができるような地域に開かれた公民館を目指します。

(ア) 利用者の安全性・快適性に配慮し、快適な学習環境の整備と維持管理を行います。

(イ) 長期的には、公民館に求められる施設サービスに応じた規模・機能を踏まえ、他の公共施設との調整を図り、計画的な施設整備を検討していきます。

(ウ) 職員の資質を高めるとともに、公民館評価マニュアルにより外部評価を実施し、PDCAサイクルによるよりよい公民館づくりに努めます。

※ リカレント教育とは リカレントは「再び」の意味で、これから「学び直し教育」などという。学びとしては教養、職業、訓練も含まれ、教育を受ける時期・年齢を問わず、出産等の事情により退職や定年をした方も該当する。「人生100年時代」構想のもと、拡充が議論されている。

X 公民館事業の評価

生涯学習活動の中核的拠点となる公民館が果たすべき役割の重要性を確認するとともに、公民館が期待されている機能が、どの程度具体化されているかどうかを客観的に判断するために、下野市では公民館評価を実施しています。

公民館機能のより一層の充実と活性化を図り、公民館の運営をよりよいものに改善していくためには、市民の要望や満足度を継続的に把握するとともに、各館における実績と成果から、市民の代表である公民館運営審議会による外部評価が必要です。

また、P D C Aサイクル（Plan＝立案・計画、Do＝実施、Check＝検証・評価、Action＝改善）の効果的な循環のためにも、導き出された結果をもとに改善点等について検証し、その後の事業運営に反映させていくことが大切です。評価結果は市民へ公表し、継続的な市民の学習ニーズや満足度等の把握に努め、公民館運営の更なる向上に資するものとします。

（また、本計画を推進していくためには、4つの基本目標ごとの施策目標を定期的に把握・検討していく必要があるため、公民館評価に基づき計画の進捗を管理していきます。）

① 評価項目の設定

活動計画から評価項目（評価指標）を設定し、実施状況や達成状況を評価します。

例えば、「家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育など、各年代のライフスタイルに沿った講座を実施する」という評価項目に対しては、「家庭教育の向上に資する講座等を実施しているか」「青少年教育に関する講座等を実施しているか」というような指標を作成します。

② 評価方法

評価指標ごとに各公民館による自己検証結果(実績・成果(目標))を記入し、検証結果等を参考に公民館運営審議会委員が評価を実施し、その集計結果をもって、公民館運営審議会の最終評価とします。

最終的に評価に対する課題の改善点など、全体に対する意見等を総評としてまとめ、翌年度事業の反映に努めます。

評価の種類

名 称	評価実施者
実績・成果（目標）	各公民館長と社会教育指導員
最終評価	公民館運営審議会

③ 評価手法

1. 実績・成果（目標）

設定した評価指標に対する数量的な達成度合いや、実績・成果（目標）などについて、定量評価及び定性評価（※）を用いながら、客観的に各公民館長と社会教育指導員が検証のうえ記入します。

※定量評価・・・量的指標で評価するときに用いる。

例) 利用件数、講座数、対前年度比 10%増など、数量で評価できるもの。

※定性評価・・・量的指標での評価が困難な場合に用いる。

例) 講座に対する満足度、明るい雰囲気づくりなど、数量で評価できないもの。

2. 最終評価

設定した目標に対する数量的な達成度合い（定量評価）や実施内容・改善の有無などの取り組み姿勢（定性評価）について、市民の視点で客観的に評価します。

公民館運営審議会は下記の集計結果等をもとに審議し、決定された評価結果を最終評価とします。

(1) 評価の手順

- ① 公民館点検・評価シート各「評価項目」「評価指標」及び、「公民館報告」欄に記入された「実績・成果（目標）」を参照。
- ② 「評価指標」と「実績・成果（目標）」を照らし合わせ、「実績・成果（目標）」の内容が、「評価指標」の内容にどの程度合致（達成）していると認められるか、④ 評価基準により A～D の評価を決定。
- ③ 各館及び全館共通様式における「基本目標に関する意見」「全体に関する意見等」までを、記入して完了。

(2) 事務局集計作業

- ① 評価の「評価指標」を集計。
- ② 「評価指標」により、「活動計画」を集計。
- ③ 「活動計画」により、「施策目標」を集計。
- ④ 「施策目標」により「全体評価（基本目標の達成度）」を集計。
- ⑤ 公民館運営審議会に、集計結果及び各館と全館共通様式における各委員の意見をまとめて提出。

④ 評価基準

評価（評価指標）は、項目ごとに4段階評価を行います。

4段階評価

評 価	評価内容及び基準
A 80%以上	計画通り事業を実施し、目標水準を超える成果がある。 当該項目について、優れている。
B 60～79%	計画通り事業を実施し、目標水準を満たしている。 当該項目について、おおむね適正である。
C 40～59%	計画通り事業を実施し、目標水準を満たしているが、一部に課題がある。 当該項目について、改善が必要である。
D 40%未満	計画した事業、目標水準を満たしておらず、改善が必要である。 当該項目について、相当な改善が必要である。

※評価指標、評価項目(小項目)、中項目において、異なる複数の判定の場合の対応

判定パターン	判定の例	判定の方法
判定が分かれ、 数が奇数の場合	AとAとB	多数決で多い方の判定とする
	BとCとC	
判定が同数ずつに 分かれた場合	AとB	各判定が、上位寄りか下位よりかを考慮し判定する
	BとBとCとC	
3種類以上が 混在した場合	AとBとC	平均していずれの達成度で近いかを考慮し判定する
	AとBとD	
	AとAとCとD	
	AとBとCとD	

《参考》

★社会教育法（平成20年6月11日改正）

<p>(運営の状況に関する評価等)</p> <p>第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(運営の状況に関する情報の提供)</p> <p>第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。</p>

★公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日文科科学省告示第112号）

<p>(事業の自己評価等)</p> <p>第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。</p>
--

⑤ 令和元年度公民館事業実績と評価結果

事業評価は生涯学習活動の中核的拠点となる公民館が果たすべき役割の重要性を確認するとともに、機能のより一層の充実と活性化を図るため、この本計画の推進や、公民館の運営改善のためには、市民の要望や満足度を継続的に把握するため、「公民館評価マニュアル」を作成し、各館における実績と成果（目標）から、市民の代表である公民館運営審議会による外部評価を実施しました。

この評価マニュアルでは、評価項目や、各項目に対しての具体的な評価指標（評価の尺度）を設定し、その基礎となる計画に掲げた「基本目標」と「施策目標」になります。公民館の事業はこれら「基本目標」と「施策目標」に具体的に近づく手段として実施してきました。

評価指標は、様々なことが挙げられますが、公民館の特性を考えると、市で実施している「事務事業評価（行政評価）」におけるK P I（重要業績評価指数）など明確に数値化した指標だけでは、一概に公民館事業の真の成果は図り切れないと考えます。参加者数や講座開催数はひとつの目安として当然考慮すべき指標とはなりませんが、公民館事業（社会教育）を評価する上で大切なことは、事業を実施することにより事業に参加した人が ①「企画者の期待する様に」②「何人がなったか（尺度）（自己変容・自己変革）」といった考え方を土台に持ちながら評価を行うことです。参加者の自己変容・自己変革が、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館が持つ3つの機能の活性化に繋がります。その意味において、公民館は、なぜその評価指標が取り上げられ、それがどのような意味を持っているのかを考える必要もあります。

令和元年度事業実績

国分寺公民館

施設	開館年度	S55年度(築39年)		職員数	3名 (内訳) 館長(正規)1名 社会教育指導員(非常勤)2名			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建		延床面積	1,890.85㎡	敷地面積	11,116.00㎡	
	室名	■大ホール ■調理室 ■視聴覚室 ■茶室 ■和室 ■会議室(101・102・103・201・202・203・204)						
【単位:円】		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	備考	
		決算額				予算額		
収入	施設使用料	1,225,790	1,174,430	1,211,530	872,090	855,000	備品使用料含む。R2年度改修2期工事のため休館増のため、還付件数41件、還付額130,170円	
	前年度比	190.7%	95.8%	103.2%	71.9%	—		
	コピー・印刷代	82,666	67,997	52,404	61,612	170,000	生涯学習文化課収入	
	前年度比	99.6%	82.3%	77.1%	117.5%	—		
	その他	488,075	496,798	490,584	299,996	0	自販機設置料(H28~H32、5ヵ年契約)、電気料、R元年6月末日契約終了のため減、解約違約金、水道使用料	
	前年度比	135.2%	101.8%	98.7%	61.1%	—		
計	1,796,531	1,739,225	1,754,518	1,172,086	1,025,000			
支出	講座・事業費	829,308	466,366	670,258	706,379	751,000	講座、まつり経費	
	維持管理費	3,277,143	13,665,618	10,527,066	9,328,063	10,843,000	委託料(夜間・休日管理者(シルバー)1名7~9月3か月休館のため減、光熱水費、手数料等(H28まで石公で支出分あり)	
	事務費	人件費	0	14,493,000	15,737,000	15,653,595	18,585,000	公運審委員、指導員報酬(H28まで石公で支出)地域学校協働活動推進員(H30から支出)任用方法変更による増
		その他	261,826	367,303	522,315	549,705	545,000	消耗品費、保険料、負担金(H28まで石公で支出)等
	計	4,368,277	28,992,287	27,456,639	27,227,742	30,724,000	H29年度から幹事館としての予算執行のため増	
	前年度比	101.0%	663.7%	94.7%	99.1%	—		
	営繕・備品費	1,301,508	5,605,524	46,623,600	990,000	195,190,000	改修工事、備品購入等(H30,1期工事)(R2,2期工事)	
利用状況等	指標名	実績値				目標値	備考	
	人口	59,870 (18,650)	60,062 (18,827)	60,084 (18,796)	59,981 (18,787)	60,062 (18,828)	年度当初4月1日現在(広報5月号掲載) ()書きは旧国分寺町エリア人口	
	利用状況	開館日数	281	280	278	275	179	R2年度改修2期工事のため、6下旬~9月末まで休館及び感染症による休館日増
		利用者数	49,919	41,133	45,141	30,659	—	利用者数及び件数がH28年度の前年比は庁舎移転に伴う、行政利用が減ったことによる。
		前年度比	62.8%	82.4%	109.7%	67.9%	—	H30年度、南河内公民館改修工事のため増
		利用件数	2,609	2,632	3,237	2,335	—	令和元年度(R2年3月)感染症拡大防止のため、利用者及び件数減
		前年度比	69.2%	100.9%	123.0%	72.1%	—	
	コマ稼働率	23.8%	24.1%	29.9%	25.7%	—		
	事業	講座日数	70	59	79	79	65	ゴーゴー学び塾、元気はつらつ体操除く
		参加者数	1,251	1,297	1,551	1,397	—	参加延べ人数
		公民館まつり	36	34	34	33	—	参加団体数
		参加者数	870	800	800	900	—	当日の来館者
	自主サークル	サークル数	43	41	40	41	36	4月当初(前年度3月許可数)
		会員数計	675	627	654	662	616	
令和元年度方針	公民館振興計画(平成30年3月策定)に基づき、事業の見直しを実施する。 公民館評価マニュアルを作成する。 公民館だよりの発行。改修工事(2期工事)の設計の精査を実施する。							
前年度改善事項	公民館振興計画事業の推進。 公民館講座の見直し(企画、募集方法、エール記載方法等)							

令和元年度事業実績

石橋公民館

施設	開館年度	S41年度(築54年)		職員数	3名(内訳)館長(正規職員)1名 社会教育指導員(非常勤)2名			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建		延床面積	1,208.77㎡	敷地面積	3,613.39㎡	
	室名	■会議室(第一・第二・101・102・201) ■講義室 ■和室						
【単位:円】		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	備考	
		決算額				予算額		
収入	施設使用料	1,025,440	948,160	1,009,360	809,630	948,000	備品使用料含む 還付件数73件、還付額121,460円	
	前年度比	178.5%	92.5%	106.5%	80.2%	—		
	コピー・印刷代	39,478	56,101	69,624	55,975	68,000	生涯学習文化課収入	
	前年度比	89.3%	142.1%	124.1%	80.4%	—		
	その他	114,101	120,609	119,560	122,297	118,000	自販機設置料(H28~H32、5ヵ年契約)、 電気料、電柱等敷地料	
	前年度比	98.6%	105.7%	106.5%	102.29%	—		
	計	1,179,019	1,124,870	1,198,544	987,902	1,134,000		
支出	講座・事業費	613,548	523,861	634,547	589,634	714,000	謝金、まつり経費	
	維持管理費	5,734,072	5,350,720	5,375,411	5,766,738	5,811,000	委託料【夜間・休日管理者(シルバー)1名】 光熱水費、手数料等	
	事務費	人件費	14,540,766	0	0	0	0	公運審委員、指導員報酬(H28まで石公で支出)
		その他	396,288	312,886	351,801	241,891	218,000	消耗品費、保険料、負担金等
		計	21,284,674	6,187,467	6,361,759	6,598,263	6,827,000	
		前年度比	92.1%	29.1%	102.8%	103.7%	—	
	営繕・備品費	0	913,371	0	0	84,000		
利用状況等	指標名	実績値				目標値	備考	
	人口(地区)	59,870 (21,254)	60,062 (21,350)	60,084 (21,481)	59,981 (21,400)	60,062 (21,474)	年度当初4月1日現在(広報5月号掲載) ()書きは旧石橋町エリア人口	
	利用状況	開館日数	281	280	278	275	280	
		利用者数	38,074	37,114	37,176	29,164	—	
		前年度比	88.0%	97.5%	100.2	78.5%	—	
		利用件数	2,894	2,842	2,974	2,703	—	
		前年度比	101.8%	98.2%	104.6%	90.9%	—	
		コア稼働率	49.0%	48.4%	51.0%	46.8%	—	
	事業	講座日数	100	75	76	69	67	合同講座を除く
		参加者数	2,010	1,665	1,428	1,593	—	参加延べ人数
		公民館まつり	53	45	55	49	—	参加団体数
		参加者数	500	700	900	800	—	当日の来館者
	自主サークル	サークル数	52	59	55	52	47	
		会員数計	665	684	661	602	566	4月当初(前年度3月許可数)
令和元年度方針	公民館振興計画(平成30年3月策定)に基づき、事業の見直しを実施する。 公民館評価マニュアルを作成し、事業評価を実施する。 公民館だよりを発行する。							
前年度改善事項	講座内容に合った対象者にもPRして参加を呼びかけた。 市内のボランティアの方と講座の企画から立ち上げていった。 講座で公民館の花壇を利用し、来館者等皆に喜ばれた。							

令和元年度事業実績

南河内公民館

施設	開館年度	S54年度(築40年)		職員数	3名(内訳)館長(正規職員)1名 社会教育指導員(非常勤)2名			
	構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建		延床面積	1950.68㎡	敷地面積	3967.39㎡	
	室名	■大ホール ■調理室 ■視聴覚室 ■工芸室 ■和室(桜・藤) ■会議室(101・102・103・104・201)						
【単位:円】		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	備考	
		決算額				予算額		
収入	施設使用料	878,290	634,000	245,390	502,830	680,000	H28は使用料改正に伴う増額 H29~30大規模改修工事に伴う休館、使用者減 還付件数 31件、還付額 63,120円	
	前年度比	190.6%	72.2%	38.7%	204.9%	—		
	コピー・印刷代	67,403	57,321	35,197	47,048	96,000	生涯学習文化課収入 H29~30大規模改修工事に伴う休館、使用者減	
	前年度比	—	85.0%	61.4%	133.7%	—		
	その他	277,117	543,714	270,395	283,393	271,000	自動販売機設置料、自販機電気代等 H29は改修工事に伴う業者蓋案電気料を含む	
	前年度比	218.6%	196.2%	49.7%	104.8%	—		
	計	1,222,810	1,235,035	550,982	833,271	1,047,000		
支出	講座・事業費	602,359	534,391	504,350	623,977	653,000	講座・まつり経費	
	維持管理費	11,537,085	13,275,856	9,993,666	8,895,361	12,045,000	夜間・休日管理者(シルバー)1名 委託料、光熱水費、消耗品費、燃料費等	
	事務費	人件費	0	0	0	0	0	公運審委員、指導員報酬(~H28石、H29~国)
		その他	336,384	336,407	235,363	438,956	270,000	保険料、消耗品費等
	計	12,475,828	14,146,654	10,733,379	9,958,294	12,968,000		
	前年度比	92.5%	113.4%	75.9%	92.8%	—		
	営繕・備品費	10,443,000	90,061,632	150,504,080	0	0	H29~30大規模改修工事による委託、工事、備品	
利用状況等	指標名	実績値				目標値	備考	
	人口(地区)	59,870 (19,966)	60,062 (19,885)	60,084 (19,807)	59,981 (19,794)	60,062 (19,760)	年度当初4月1日現在(広報5月号掲載) ()書きは旧南河内町エリア人口	
	利用状況	開館日数	281	280	114	275	280	H30は6月~12月休館
		利用者数	36,247	25,265	6,136	24,884	—	H29~30大規模改修工事に伴う休館、使用者減
		前年度比	108.2%	69.7%	24.3%	405.5%	—	
		利用件数	1,832	1,384	382	1,118	—	
		前年度比	85.2%	75.5%	27.6%	292.7%	—	
		コマ稼働率	27.2%	20.6%	5.1%	12.8%	—	
	事業	講座日数	74	72	63	71	68	
		参加者数	1,463	1,618	1,692	1,418	—	参加延べ人数
		公民館まつり	40	32	30	29	—	参加団体数
		参加者数	700	500	500	879	—	当日の来館者
	自主サークル	サークル数	35	33	28	25	23	4月当初(前年度3月許可数)
		会員数計	424	393	356	339	374	
令和元年度方針	公民館振興計画(平成30年3月策定)に基づき、事業の見直しを実施する。 公民館評価マニュアルを作成し、事業評価を実施する。 大規模改修工事に伴う休館で足が遠のいた公民館利用者の回復を図る。ロビー、ギャラリーの充実を図る。							
前年度改善事項	公民館振興計画事業の推進。公民館講座の見直し(企画、募集方法、エール記載方法等) 2か年にわたる大規模改修工事の完了による公民館施設環境の向上。							

令和元年度事業実績

南河内東公民館

施設	開館年度	H6年度(築25年)		職員数	3名(内訳) (正規職員)1名 社会教育指導員(非常勤)2名			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建		延床面積	1232.50㎡	敷地面積	1655.82㎡	
	室名	■多目的ホール ■団体室 ■研修室 ■工作実習室 ■会議室 ■調理室 ■学習室 ■和室						
【単位:円】		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	備考	
		決算額				予算額		
収入	施設使用料	420,490	471,670	558,610	434,770	384,000	備品使用料含む 還付件数 28件、還付額 46,750円	
	前年度比	—	112.1%	118.4%	77.8%	—		
	コピー・印刷代	16,180	24,130	15,480	10,654	30,000	生涯学習文化課収入	
	前年度比	—	82.4%	64.2%	68.8%	—		
	その他	80,801	89,273	91,657	86,852	90,000	自動販売機設置料、自販機電気代等	
	前年度比	—	110.4%	102.7%	94.8%	—		
	計	530,564	585,073	665,747	532,276	504,000		
支出	講座・事業費	530,505	530,498	540,722	546,797	714,000	講座・まつり経費	
	維持管理費	5,166,668	5,052,810	5,658,241	5,873,772	6,495,000	夜間・休日管理者(シルバー)1名 委託料、光熱水費、消耗品費、燃料費等	
	事務費	人件費	0	0	0	0	0	公運審委員、指導員報酬(～H28石、H29～国)
		その他	311,366	316,782	173,358	186,795	173,000	保険料、消耗品費等
	計	6,008,539	5,900,090	6,372,321	6,607,364	7,382,000		
	前年度比			97.9%	108.0%	103.7%	—	
	営繕・備品費	1,240,056	1,297,836	816,480	0	0	H30は研修室の空調設備改修工事	
利用状況等	指標名	実績値				目標値	備考	
	人口(地区)	59,870 (19,966)	60,062 (19,885)	60,084 (19,807)	59,981 (19,794)	60,062 (19,760)	年度当初4月1日現在(広報5月号掲載) ()書きは旧南河内町エリア人口	
	利用状況	開館日数	281	280	278	275	280	
		利用者数	5,784	10,264	13,065	13,049	—	R元年度(R2年3月)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための影響により、利用者及び件数が減少した。
		前年度比		177.4%	127.3%	99.9%	—	
		利用件数	594	947	994	973	—	
		前年度比		159.4%	105.0%	97.9%	—	
	事業	コマ稼働率	8.9%	14.1%	14.9%	14.7%	—	
		講座日数	78	68	64	66	55	
		参加者数	1,269	1,028	1,139	1,117	—	参加延べ人数
		公民館まつり	24	23	18	25	—	参加団体数
	自主サークル	参加者数	715	740	700	750	—	当日の来館者
		サークル数	26	23	25	28	28	
		会員数計	271	245	254	308	308	4月当初(前年度3月許可数)
令和元年度方針	公民館振興計画(平成30年3月策定)に基づき、事業の見直しを実施する。 公民館評価マニュアルを作成し、事業評価を実施する。 公民館だよりを発行する。							
前年度改善事項	公民館振興計画事業の推進。公民館講座の見直し(企画、募集方法、エール記載方法等) 講座の内容によって受講生の参加にバラつきがないような企画を検討する。							

令和元年度 外部評価結果

総合評価																		
大項目	国	石	南	東	中項目	国	石	南	東	小項目	国	石	南	東				
【Ⅰ】 学習拠点としての 公民館	B	B	B	B	1. 公民館機能の充実	B	B	B	B	ア 家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育など、各年代のライフスタイルに沿った講座を実施します。	B	A	A	A				
										イ 地域の活性化を図り地域の輪を広げるため、まちづくりの担い手や様々なボランティアの養成を目的とした講座を実施します。	B	B	B	B				
										ウ 市民の学習ニーズの把握に努め、魅力的で参加しやすい講座を実施します。	B	B	B	B				
										エ 世代間交流を促進する講座の開催など、地域コミュニティの醸成を図るための取り組みを行います。	B	B	A	B				
					2. 生涯学習活動の場の提供	B	B	B	B	B	B	B	B	ア 生涯学習に関する活動の中心の場とします。	B	B	B	B
														イ 全ての人に開かれた学習機会・場を提供します。	B	B	B	B
														ウ 活動に必要な備品の整備に努めます。	B	B	B	B
														エ いつでも気軽に活動でき、人が集まる公民館をめざします。	A	B	A	B
					3. 学習情報の提供と学習相談体制の充実	B	B	B	B	B	B	B	B	ア 地域住民への学習情報提供や学習相談の窓口として対応します。	B	B	B	B
														イ 学習情報の掲示や資料提供に努めます。	A	B	A	B
														ウ 情報の収集、提供機能の充実を図ります。	B	B	B	B
					【Ⅱ】 活動拠点としての 公民館	B	B	B	B	1. 利用団体の育成・活動支援	B	B	B	B	ア 公民館講座などの受講生の自主グループ化を支援します。	B	B	B
イ 各公民館の自主サークルが交流できる場を提供します。	A	B	B	B														
ウ 自主グループや市民団体の活動を支援します。	A	B	B	B														
2. 学習成果の発表の場の提供	B	B	B	B						B	B	B	B	ア 自主グループや公民館利用者等が学習成果の発表の場として、公民館まつりを開催するにあたり、各世代が参加・見学できるプログラムや運営体制づくりを支援します。	B	A	A	A
														イ 自主グループや公民館利用者等の学習成果の館内発表の場を常時設置します。また、公民館だけでなく、他施設への展示を支援します。	B	B	B	B

総合評価																		
大項目	国	石	南	東	中項目	国	石	南	東	小項目	国	石	南	東				
【Ⅲ】 協働のまちづくりの拠点としての公民館	B	B	B	B	1. 利用団体の協働のまちづくりへの参画支援	B	B	B	B	ア 利用者との協働による公民館運営をめざします。	B	B	B	B				
										イ 自主企画講座の開催を支援します。	B	B	B	B				
										ウ 自発的な学習活動を援助します。	B	A	B	B				
										エ 利用団体同士が交流できるよう支援します。	B	B	B	B				
					オ 気軽に立ち寄り、情報収集・意見交換などができる自由な交流の場を提供します。	A	B	A	A									
					2. 学校・家庭・地域の連携支援	B	B	B	B	B	B	B	B	ア 市生涯学習情報センターと連携し、市内の小中学校、関係機関、各種地域団体が相互に支援しあう体制を強化充実させます。	B	B	B	B
イ 各種指導者や地域コーディネーターの発掘と養成に努めます。	B	B	B	B														
ウ 各種事業・イベントを通して、地域の連帯感を育む活動を支援します。	B	B	B	B														
【Ⅳ】 地域文化創生拠点としての公民館	A	B	A	B	1. 公民館・生涯学習情報の発信	A	B	A	A	ア 学習情報を周知するため、公民館だよりを発行します。	A	A	A	A				
										イ 公民館事業の紹介や活動団体のPR等をするため、市ホームページを充実します。	A	B	B	B				
										ウ 学習情報等の市民への周知徹底に努め、積極的な参加促進を図ります。	B	B	A	A				
					2. 施設の適正な維持管理と運営	A	B	A	B	A	B	A	B	ア 快適な学習環境を整備します。	A	B	A	B
														イ 利用者の安全性・快適性に配慮した維持管理を行います。 また、長期的には公民館に求められる施設サービスに応じた規模・機能を踏まえ、他の公共施設との調整を図り、計画的な対策を実施していきます。	A	B	A	B
														ウ 市民が利用しやすいシステムづくりに努めます	B	B	B	B
					3. 地域の特色を活かした活動の充実	B	B	B	B	B	B	B	B	ア 小学校・中学校と連携し、児童・生徒が交流できるよう支援します。	B	B	B	B
														イ 地域資源を活かし、ふるさとに愛着をもてる事業を展開します。	B	B	B	B
														ウ 各館の地域性を活かした特色ある事業を実施していきます。	B	B	A	A
					4. 職員の資質向上	A	A	A	A	A	A	A	A	ア 職員の資質を高めるため、職員研修を計画的に行います。	A	A	A	A
														イ 公民館利用者が気軽に立ち寄れる雰囲気づくりに努めます。	A	A	A	A
														ウ 公民館の適正な運営及び活性化を図るため職員の確保補充に努めます。	B	B	B	B

全公民館共通総評

外部評価	大項目	大項目に関する意見(各項目ごと)
<p style="text-align: center;">公民館 運営審議会</p>	<p>【Ⅰ】学習拠点としての公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業の充実を目指していただき感謝・P D C Aのサイクルが完全ではないが、回り始めていると感じられるので、将来が楽しみ。 ・時代のニーズに合った、時宜を得た講座と魅力ある講師の発掘に努めてください。 ・既存自主サークルが高齢化で減少しつつある中では、この先、各種サークルの新設が大切かと思われる。そのための支援を希望する。
	<p>【Ⅱ】活動拠点としての公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生の自主グループ化への支援と同時に自主グループの存続、維持に努めてほしい。 ・自主サークルの立ち上げの手伝いや、その交流など人と人をつなぐ手立てをさらに推進してほしい。 ・公民館まつりは、自主サークル等、練習の成果発表の場として、4館ともそれぞれに趣向を凝らし、地域の方々の参加、協力もあり、来館者もともに楽しむことができました。高齢化による準備、片付け等の安全面が課題になるかと思いますが、続けていただきたい行事です。
	<p>【Ⅲ】協働のまちづくりの拠点としての公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー等での利用が多くなり、団体同士の交流が図られたということは、素朴ですが、まちづくり拠点としての成果があったと思います。 ・生涯学習情報センターと連携して、地元の団体がボランティアバンクを利用しやすくしたり、団体に情報提供したり、積極的に行ってほしいと思います。 ・公民館交流会（各サークル間の話し合い）を持つようになったことは、とても良いことだと思います。サークルだけにとどまらず、地域に広がるよう、さらなる支援を望みます。
	<p>【Ⅳ】地域文化創生拠点としての公民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化は何と考えると、参加している人が楽しいこと、体を動かすことが楽しい人、知識を広げることが楽しい人、人の面倒を見るのが楽しい人・・・それぞれがまじりあうことが文化と考える。考えれば考えるほど、公民館の役割は重い。頑張りましょう。 ・各館の置かれた環境を考慮して、個性ある公民館づくりを進めるべきである。
<p>【全体に関する意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内4館が共通の認識のもとに運営に当たられていて、素晴らしいと思う。おおむね、全館利用しやすいと思う。 ・公民館だより、4～7号が発刊され、職員の方々の努力がうかがえます。公民館の活動の様子等が良くわかり、市民の皆様が目につけてほしいと思います。公民館に立ち寄らない市民の方々にも、ぜひ、読んでもらいたいと思いますが、どのように配布、提示したらよいか課題です。（インターネットを使っている人がどれだけいるか確かでないと思います。） ・市民中心のもとP D C Aは公民館の基本。各館ともよくなされていると思う。 ・第41回全国公民館研究集会・第59回関東甲信越静公民館研究大会栃木大会での「地域元気プログラム」を活用・実践したモデル事業の発表は、大変有意義なものでした。発表に至るまで、大変苦労があったことと思います。今回の発表は下野市の公民館（地域・市民・学校・行政）のレベルの高さを感じられました。 ・「FMゆうがお」の活用を。まだ、視聴者は少ないと思いますが、地域住民への情報提供の場として活用していただきたい。 		

XI 資料編

◆策定経過	37
◆下野市公民館設置条例	38
◆下野市公民館設置条例施行規則	43
◆下野市公民館使用料減免規程	46
◆下野市公民館自主サークル活動登録規程	47
◆社会教育委員名簿	49
◆諮問	50
◆答申	51
◆公民館運営審議会委員名簿	52

◆策定経過

開催年月日	実施・開催事項	実施内容等
令和2年6月26日(金)	第1回社会教育委員会議 (諮問)	・教育委員会から公民館振興計画 (第二次)案作成の諮問
令和2年7月21日(火)	第2回公民館運営審議会	・社会教育委員会議から下野市公民館振興計画(第二次)案の作成指示 【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)策定について
令和2年8月28日(金)	第3回公民館運営審議会	【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和2年10月9日(金)	第4回公民館運営審議会	【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和2年10月28日(水)	第2回社会教育委員会議 (公民館運営審議会との合同会議)	【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和2年11月20日(金)	第3回社会教育委員会議 (公民館運営審議会との合同会議)	【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和2年12月18日(金)	第4回社会教育委員会議 (公民館運営審議会との合同会議)	【議題】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和3年1月	パブリックコメント	【提案】 ・下野市公民館振興計画(第二次)(案)について
令和3年3月5日(金)	答申	社会教育委員会議から教育委員会への答申
令和3年3月17日(水)	教育委員会	下野市公民館振興計画(第二次)の策定

下野市公民館設置条例

平成18年1月10日

条例第83号

改正 平成22年3月24日条例第4号

平成24年3月27日条例第13号

平成27年9月25日条例第35号

平成30年12月19日条例第37号

(設置)

第1条 下野市における社会教育の振興を図るとともに、住民の福祉を増進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、下野市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
下野市南河内公民館	下野市田中681番地1
下野市南河内東公民館	下野市本吉田783番地
下野市石橋公民館	下野市石橋416番地
下野市国分寺公民館	下野市小金井1127番地

(管理者)

第3条 公民館は、下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 公民館に法第27条第1項の規定に基づき館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会の設置)

第5条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(審議会の定数及び任期)

第6条 前条に規定する審議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員が前項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(平24条例13・一部改正)

(審議会の委員長及び副委員長)

第7条 審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(利用の許可)

第8条 公民館を利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付けることができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 法第23条に規定する公民館の運営方針に反するものと認められるとき。
- (3) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会において不相当と認めるとき。

(利用の停止又は取消し)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用料)

第11条 使用料は、別表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。

3 第1項の使用料は、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平27条例35・一部改正)

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 第10条第3号の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取り消したとき

(利用目的の変更等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けないで利用目的を変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第14条 利用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用後の整備)

第15条 利用者は、利用を終わったとき、利用を停止されたとき若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用により建物、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、利用者は、教育委員会の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南河内町公民館設置及び管理運営に関する条例(昭和54年南河内町条例第7号)、石橋町中央公民館設置条例(昭和41年石橋町条例第6号)、石橋町中央公民館使用条例(昭和41年石橋町条例第7号)、国分寺町公民館設置条例(昭和55年国分寺町条例第6号)又は国分寺町公民館使用条例(昭和55年国分寺町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月24日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の下野市公民館設置条例第11条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の申込みに係る使用料について適用し、同日前になされた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用申請その他使用のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても、これを行うことができる。

	区分	午前 (9時～13時)	午後 (13時～17時)	夜間 (17時～21時)
南河内公民館		円	円	円
	大ホール	1,800	1,800	1,800
	工芸室	600	600	600
	視聴覚室	1,000	1,000	1,000
	調理室	1,300	1,300	1,300
	和室・桜	500	500	500
	和室・藤	500	500	500
	101会議室	600	600	600
	102会議室	500	500	500
	103会議室	500	500	500
	104会議室	500	500	500
201会議室	600	600	600	
南河内東公民館	多目的ホール	1,500	1,500	1,500
	団体室	500	500	500
	研修室	500	500	500
	工作実習室	600	600	600
	会議室	500	500	500
	調理室	1,300	1,300	1,300
	学習室	600	600	600
	和室	500	500	500
石橋公民館	第一会議室	600	600	600
	第二会議室	600	600	600
	講義室	500	500	500
	和室	500	500	500
	101会議室	500	500	500
	102会議室	600	600	600
	201会議室	600	600	600
国分寺公民館	大ホール	3,000	3,000	3,000
	調理室	1,300	1,300	1,300
	101会議室	600	600	600
	102会議室	500	500	500
	103会議室	500	500	500
	201会議室	500	500	500
	202会議室	500	500	500
	203会議室	500	500	500
	204会議室	500	500	500

	和室・松（茶室）	500	500	500
	和室・竹	500	500	500
	和室・梅	500	500	500
	視聴覚室	1,000	1,000	1,000
備品使用料				
	ピアノ		1時間	200円
設備使用料				
国分寺公民館 大ホール	映写機		1時間	300円
	音響装置		1時間	300円
	照明器具		1時間	300円
南河内東公民館	陶芸用電気窯（素焼き）		1回	2,300円
	陶芸用電気窯（本焼き）		1回	3,500円

備考

- 1 ピアノの利用に関し、利用者が調律を希望する場合は、実費負担とする。
- 2 入場料金又は実費等を徴収する場合は、使用料を2倍とする。
- 3 市民以外の者が利用する場合は、使用料を2倍とする。

下野市公民館設置条例施行規則

平成18年1月10日
教育委員会規則第19号

改正 平成22年12月16日教委規則第4号

平成28年5月19日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、下野市公民館設置条例（平成18年下野市条例第83号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、下野市公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営並びに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第2条 条例第2条に規定する公民館は、市民に対して社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施に当たる。

(審議会の会議)

第4条 条例第5条に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用時間)

第5条 公民館の利用時間は、原則として、午前9時から午後9時までとする。ただし、臨時に必要な場合には、下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）においてこれを変更することができる。

2 利用時間中には、準備及び原状復帰に要する時間を含むものとする。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日、第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。（この日が月曜日に当たる場合はその翌日）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用期間)

第7条 公民館の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第8条 条例第8条の規定による公民館の施設又は設備を利用する者は、その5日前までに公民館利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、利用する日の2箇月前の日(休館日の場合は翌日)から申請することができる。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(平22教委規則4・一部改正)

(利用の許可等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めたときは、公民館利用許可書兼領収書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、提示しなければならない。

3 利用者が利用許可の取消しを受けようとするとき又は申請書の記載事項の変更については、利用期日前3日までにその理由を教育委員会に願い出て、承認を受けなければならない。

4 教育委員会は、公民館の管理運営上必要があると認めたときは現に利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(平22教委規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第10条 条例第11条第3項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用日の10日前までに公民館使用料減免許可申請書(様式第3号)により教育委員会に申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項の場合は、申請を省略することができる。

(1) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行うために利用するとき。

(2) 市内の各官公庁、学校及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催で公用又は公益若しくはその事業を行うために利用するとき。

(3) その他、公益のために利用する場合で、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の申請に対する許可は、公民館使用料減免許可書(様式第4号)の交付により行う。

(平28教委規則1・一部改正)

(禁止行為)

第11条 公民館(敷地を含む。)内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集、その他これに類する営利行為
- (2) 火気の使用及び火薬、劇薬等の危険物の持込
- (3) 宣伝、その他これに類する行為
- (4) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公民館の管理運営に支障があると認められる行為(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営に必要な事項は、教育長の承認を受けて、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南河内町公民館設置及び管理運営に関する規則(昭和54年南河内町教育委員会規則第1号)、石橋町中央公民館設置条例施行規則(昭和55年石橋町教育委員会規則第1号)、石橋町中央公民館使用条例施行規則(平成元年石橋町教育委員会規則第5号)、国分寺町公民館設置条例施行規則(昭和57年国分寺町教育委員会規則第48号)又は国分寺町公民館使用条例施行規則(昭和57年国分寺町教育委員会規則第49号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年12月16日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年5月19日教委規則第1号)

この規則は、平成28年5月19日から施行し、改正後の下野市公民館設置条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

下野市公民館使用料減免規程

平成31年2月14日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、下野市公民館設置条例（平成18年下野市条例第83号。以下「条例」という。）第11条第3項及び下野市公民館設置条例施行規則（平成18年下野市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）第10条に規定する公民館の使用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 条例第11条第3項に規定する減免額は、次の各号に掲げる団体が使用する場合において、当該各号に定める額とする。

- (1) 市、市教育委員会及び市内の公共団体
(次号において「公共団体等」という。) 全額
- (2) 公共団体等に関連する団体 全額又は半額
- (3) 市教育委員会が認める公民館活動団体 半額
- (4) その他、市教育委員会が特に必要と認める団体 全額又は半額

2 前項に規定する団体が、入場料金又は実費を徴収して使用する場合は、当該規定にかかわらず、使用料を減免しないものとする。

(減免申請の省略)

第3条 前条第1項に掲げる団体が公益のために利用する場合は、規則第10条第1項第3号の規定に該当するものとする。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用申請その他使用のため必要な準備行為は、この訓令の施行前においても、これを行うことができる。

下野市公民館自主サークル活動登録規程

(目的)

第1条 この規程は、生涯学習の一環として下野市内の公民館を定期的に利用して活動を行うものとして各公民館に登録された団体等(以下「公民館自主サークル」という。)に関して必要な事項を定めることにより、もって公民館自主サークルの自主的で円滑な運営を図ることを目的とする。

(条件)

第2条 次条に規定する公民館自主サークルの登録申請が出来る団体は、生涯学習の一環として公民館を定期的に利用して活動を行う団体で、次に挙げる要件に該当するもの。

- 1 概ね5名以上の会員で構成されていること。
- 2 半数以上の会員が市内在住、在勤又は在学者であること。
- 3 同一公民館で概ね(1回以上/月)6ヶ月以上継続の活動実績を有すること。
(公民館及び生涯学習情報センターの講座からのサークルを除く)
- 4 営利を目的とせず、特定の政党・候補者・宗教を支持・支援しないこと。

(申請書の提出)

第3条 公民館自主サークルとして登録を受けようとする団体等は、毎年度公民館自主サークル登録申請書(別記様式第1号以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- 1 公民館自主サークル活動計画書(様式第2号)
- 2 公民館自主サークル会員名簿(様式第3号)
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

(決定及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録を決定したときは、公民館自主サークル登録決定通知書(様式第4号)により、又、登録しないことを決定したときは、通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知する。

(活動報告)

第5条 登録の決定を受けた自主サークルの責任者は、毎年度末までに公民館自主サークル活動報告書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 公民館自主サークルは、解散、代表者の変更等登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録公民館長に届け出なければならない。

(活動・運営方針)

第7条 公民館自主サークルは、次の活動・運営方針を守らなければならない。

- 1 学習活動により知識・技術の習得を目指すのみではなく、その活動を通じて仲間づくりと地域連帯意識を高めることを目的とし、生涯学習の実を上げるよう努めること。
- 2 公民館講座、学習会、研修会のほか、文化祭、交換発表会等に積極的に参加すること
- 3 運営については、会員の相互の学習を基本とし、会員の総意により民主的に行うこと
- 4 会員の加入離脱は自由とし、新たに加入した会員についても十分配慮すること。

(登録の取り消し)

第8条 公民館自主サークルが、次の各号のいずれかに該当した時は、登録を取り消すことができる。

- 1 法令又は、この規程に違反したとき。
- 2 虚偽の登録申請をしたとき。

(公民館利用料の減免)

第9条 教育委員会に活動を登録した自主サークルが、活動に利用する場合は、利用料の2分の1を減免する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の各公民館を利用していた定期利用団体の活動期間は規程の相当期間と見なすものとする。

◆社会教育委員名簿

任期：令和2年6月26日～令和4年3月31日

	役 職	氏 名	選出区分
1	委員長	五月女 洪	学識経験者
2	副委員長	花澤 公久	学識経験者
3		秋山 貴子	小学校長代表
4		石崎 雅也	中学校長代表
5		石田 節男	公民館運営審議会委員
6		青木 ムツミ	図書館協議会委員
7		高山 信夫	市PTA連絡協議会代表
8		海老原 新子	家庭教育オピニオン代表
9		水田 あけみ	家庭教育支援チームひばり代表
10		大塩 宗里	学識経験者
11		菅井 貞雄	学識経験者
12		石川 知子	公募委員
13		増渕 晴美	公募委員

◆諮問

下教生文第15号
令和2年6月16日

下野市社会教育委員長 様

下野市教育委員会教育長 池澤 勤

下野市公民館振興計画の策定について（諮問）

下野市公民館振興計画を策定したいので、社会教育法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

下野市教育委員会では、教育目標や施策の根本となる方針について定めた「下野市教育大綱」及び「下野市教育振興計画」を柱とし、学校教育・生涯学習・歴史文化・スポーツの分野別計画の他、その下位に位置づけられる個別計画等を相互に連携させながら、横断的な施策を展開しています。

さらに、下野市総合計画の中で、生涯学習の推進は、“人いきいきプロジェクト”の重点的な取組の一つとして掲げられております。これは本市において、市民の多様な学習を通じた自己実現、学習仲間との交流による心豊かな生活、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを推進していくことを明確に表したものであります。

これらの政策を具体化するために、生涯学習活動の中核的拠点となる公民館機能の充実を図るための長期的な視点に立った公民館振興計画を平成30年3月に策定いたしました。この計画期間が令和2年度を以て満了を迎えるため、下野市公民館振興計画（第二次）【計画期間：令和3年度～令和7年度】の策定を諮問するものです。

策定に当たりましては、生涯学習の実施機関である公民館が家庭・学校・地域と連携し、誰もが「幸せ」を実感できる市民生活を実現するため、市民ニーズに即した様々な支援や機会・場の提供のみならず、持続可能な社会を形成するための「人づくり・地域づくり」に大きく寄与する拠点となるよう、これからの公民館が目指すべき方向性について提言願います。

◆答申

令和3年3月5日

下野市教育委員会教育長 池澤 勤 様

下野市社会教育委員長 五月女 洪

下野市公民館振興計画（第二次）の策定について（答申）

令和2年6月16日付下教生文第15号で諮問のありました、下野市公民館振興計画（第二次）の策定について、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

令和2年6月、下野市社会教育委員会（以下、「委員会」という。）は、下野市教育委員会より「下野市公民館振興計画（第二次）の策定について」の諮問を受け、これからの公民館が目指すべき方向性について提言を求められました。

委員会において、計5回の会議を開催し、昨今の社会情勢や時代の変化も考慮しながら、生涯学習活動及び地域づくりの中核的拠点となる公民館が、今後果たすべき役割や機能等について協議を重ねてきました。その際、公民館における各種事業の企画実施を審議する公民館運営審議会との意見交換を行い、第二次計画に反映するよう努めました。

第二次計画は、下野市総合計画や下野市教育大綱等の趣旨も踏まえ、持続可能な社会の形成に向けて「人づくり・地域づくりに寄与する公民館」としての機能強化を図るべく、基本理念を「ともに学び・育み・憩い 地域の輪を広げる公民館をめざして～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～」としました。また、その実現を目指して、「学習拠点としての公民館」「活動拠点としての公民館」「協働のまちづくりの拠点としての公民館」「地域文化創生拠点としての公民館」の4つの基本目標を定めました。

今後、この第二次計画に基づき各種事業を展開されるとともに、事業計画の進捗管理と公民館運営審議会における公民館評価を継続して実施いただくことにより、下野市生涯学習推進計画（第三次）の目的でもある「生涯学習を通じた ひと・まちづくり」を実現していただくことを切に願います。

◆公民館運営審議会委員名簿

任期：令和2年5月22日～令和4年3月31日

	役 職	氏 名	選出区分
1	委員長	小林 溶子	学識経験者
2	副委員長	小貫 シゲ子	学識経験者
3		塩沢 建樹	小学校長代表
4		倉井 典子	中学校長代表
5		大越 広美	子ども会育成会連絡協議会幹事
6		菅沼 みや子	文化協会
7		石崎 勝二	社会教育関係 地域活動団体 国分寺中央コミュニティ
8		石田 節男	社会教育関係 地域活動団体 下野市ウインター活性化推進協議会
9		兼丸 起子	家庭教育関係 ボランティア団体 にこにこ・ママン
10		舘野 紀子	学識経験者
11		津野田 久江	学識経験者
12		谷萩 昌道	学識経験者
13		上野 文夫	公募
14		高木 香奈子	公募
15		中澤 真智子	公募



南河内公民館（南側 春の庭園、桜）

下野市公民館振興計画（第二次）

令和3年3月

発行 栃木県下野市教育委員会
編集 生涯学習文化課